

☆ 給与支払報告書のご提出のお願い ☆

給与の支払者は、平成31年1月1日～令和元年12月31日に支払った給与等について給与支払報告書を作成し、**令和2年1月31日(金)**までに給与の支払いを受けている者の住所地(令和2年1月1日現在)の市区町村へご提出いただくことになっています。円滑な事務処理のため、早めにご提出いただきますようお願いいたします。

◎令和2年1月ご提出の給与支払報告書の記載における主な注意点

●日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化について

日本国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、扶養控除等(異動)申告書に「親族関係書類及び送金関係書類」を添付又は提示しなければならないこととなっています。

●個人番号の記載について

平成28年1月以降支払分の給与支払報告書から、個人番号を記載していただく必要があります。

従業員本人の個人番号については本人確認の上で取得した番号、扶養親族については扶養控除等(異動)申告書に従業員が記入した番号をそれぞれ記載していただきますようお願いいたします。

また、総括表につきましても事業所の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)を記載していただきますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】 市民税課 市民税第1・第2係 (TEL059-354-8132)

☆ 固定資産税の償却資産の申告お忘れではないですか? ☆

固定資産税のうち「償却資産」の所有者は、令和2年1月1日(賦課期日)現在所有する「償却資産」について、**令和2年1月31日(金)**までに市長に申告しなければならないことになっています。

令和2年1月1日現在、四日市市内で工場や商店を営んでいる、あるいは、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、法人や個人で事業をおこなっている方で「償却資産」を所有している方は、忘れずに申告してください。

※「償却資産」とは、構築物、機械・装置、工具・器具・備品などの事業用資産のことです。

※「償却資産」の申告は、エルタックスをご利用いただけます。

【お問い合わせ先】 資産税課 管理償却資産係 (TEL059-354-8139)